香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に 関する条例施行規則

規則第1号 改正 平成21年4月1日規則第13号 平成23年2月7日規則第1号

令和4年3月30日規則第6号

平成28年10月31日規則第11号

平成20年3月21日

(目的)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年香取広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び条例の例による。
 - (一般廃棄物処理業の受託申請)
- 第3条 条例第5条第1項の規定による一般廃棄物処理受託申請書(別記第1号様式)を提出するときに添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 住民票抄本(法人にあっては代表者の住民票抄本)
 - (2) 身分証明書(法人にあっては代表者の身分証明書)及び印鑑証明書
 - (3) 定款及び登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合のみ添付)
 - (4) 納税証明書(前年度分)
 - (5) 業に使用する車輌の写真(前面及び側面を1台ずつ撮影したもの)
 - (6) 業に使用する車輌の自動車検査証の写し
 - (7) 保有設備器材明細書
 - (8) 従業員名簿
 - (9) 専門的知識を有し就労する者について、その資格を証明する書類等の写し
 - (10) 他の地方公共団体で許可を受けている場合は、その許可証の写し

(11) その他管理者が必要と認める書類

(受託申請事項の変更)

- 第4条 条例第6条の規定による一般廃棄物の受託申請事項を変更すると きは、受託申請事項変更届出書(別記第2号様式)により行うものとする。 (手数料の徴収方法等)
- **第5条** 条例第7条の規定による手数料の徴収の方法については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 条例第7条第1号 納入通知書
 - (2) 条例第7条第2号 納入通知書又は口座振替
 - (3) 条例第7条第3号 現金又は納入通知書
 - (4) 条例第7条第4号 納入通知書

(手数料の減免)

- 第6条 条例第10条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般 廃棄物処理等手数料減額(免除)申請書(別記第3号様式)を管理者に提 出しなければならない。ただし、災害等の場合で特に管理者が認めた場合 はこの限りでない。
- 2 管理者は、前項の申請があったときはその内容を審査し、一般廃棄物処理等手数料減額・免除・却下決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この規則の適用の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合廃棄物の 処理及び清掃に関する条例施行規則(平成4年北総西部衛生組合廃棄物規 則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の 相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月7日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成28年10月31日規則第11号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条)

一般廃棄物処理受託申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の委託を受けたいので次のとおり申請いたします。

1 申請者の本籍

氏 名

申請者の住所

生年月日

- 2 主たる事務所の所在地
- 3 運搬車その他の作業 用具の種類及び数量
- 4 従業員の数及び1日の処理能力
- 5 収集及び運搬方法 並びに作業計画
- 6 資産の状況等
- 7 その他

添付書類等

- 1 法人にあっては、その定款の写し及び登記簿謄本又は登記事項証明書を添付する。
- 2 本申請書の記載できない事項については、別紙に記載し添付する。

第2号様式(第4条)

一般廃棄物処理受託申請事項変更届出書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

> 住所 申請者 氏名 (法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称、代表者の氏名

年 月 日付けで申請した一般廃棄物処理受託申請事項を、次のとおり変更 した ので、香取広域市町村圏事務したい ので、香取広域市町村圏事務は合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により届け出します。

申	請	年	月	日			年		月	月		
					変	更		前	変		更	後
変	更		内	容								
変	更	年	月	日			年	,	月	月		
変	更		理	由								

第3号様式 (第6条第1項)

一般廃棄物処理等手数料減額 (免除) 申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

申請者 住所

- 一般廃棄物処理等手数料の減額(免除)を受けたいので、香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により申請します。
 - 申請区分等 手数料等の種類 減額、免除の別及び額
 - 2 申請理由(証明書等を添付のこと。)

第4号様式(第6条第2項)

年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 回

一般廃棄物処理等手数料 (減額) 完定通知書

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理等手数料減額・免除については、香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により (減額) 免除 カ下 することに決定したので通知します。

- 1 決定番号
- 2 決定内容
- 3 減額又は免除額
- 4 減額期間又は免除期間
- 5 却下理由